

議案第 44 号

ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例

ひたちなか市消防団条例（平成6年条例第121号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災」の次に「，地震」を加える。

第12条第1項中「報酬」を「年額報酬及び別表第2に定める出動報酬」に改め、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の年額報酬は年2回に分けて10月及び3月に支給し、同項の出動報酬は出動した月の分を翌月に支給する。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項の費用弁償」を「前項の旅費」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

| 階級 | 支給区分 | 報酬額 |
|------|------|----------|
| 団長 | 年額 | 130,000円 |
| 副団長 | 年額 | 91,000円 |
| 分団長 | 年額 | 63,000円 |
| 副分団長 | 年額 | 46,000円 |
| 部長 | 年額 | 37,000円 |
| 班長 | 年額 | 32,000円 |
| 団員 | 年額 | 30,000円 |

別表第2（第12条関係）

| 従事職務 | 支給区分 | 報酬額 |
|-----------|-------|--------|
| 水火災，地震等 | 1回につき | 4,000円 |
| 警戒 | 1回につき | 4,000円 |
| 訓練，点検，啓発等 | 1回につき | 2,400円 |

備考 水火災，地震等又は警戒の区分の職務に従事した場合であって、職務に従事した時間が4時間を超えるときは、4,000円を加算する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条、別表第1及び別表第2の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同表左欄に掲げる職務への従事を開始した場合における出勤報酬の支給について適用する。
- 3 施行日前に改正前の別表第2左欄に掲げる職務への従事を開始した場合（施行日前から引き続き当該職務に従事し、施行日以後に終了した場合を含む。）における改正前の第13条第1項及び同表の規定による費用弁償の支給については、なお従前の例による。

| 旧 | 新 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、団員が会計年度の中で就職し、若しくは退職し、又は死亡したときは、月割計算により支給する。</p> <p>3 第1項の報酬の支給方法は、<u>会計年度を前期及び後期に分けてそれぞれの最終月に支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が<u>水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き</u>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。</p> <p>3 <u>前2項の費用弁償の支給方法については、</u>一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> | <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災、<u>地震</u>その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、別表第1に定める<u>年額報酬及び別表第2に定める出動報酬</u>を支給する。</p> <p>2 前項の<u>年額報酬</u>は、団員が会計年度の中で就職し、若しくは退職し、又は死亡したときは、月割計算により支給する。</p> <p>3 第1項の<u>年額報酬は年2回に分けて10月及び3月に支給し、同項の出動報酬は出動した月の分を翌月に支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条</p> <p>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。</p> <p>2 <u>前項の旅費の支給方法については、</u>一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> | |

| 旧 | | | | 新 | | | 備考 |
|---------------|-------|---------|---|--|-------|----------|----|
| 別表第1 (第12条関係) | | | | 別表第1 (第12条関係) | | | |
| 階級 | 支給区分 | 報酬額 | 摘要 | 階級 | 支給区分 | 報酬額 | |
| 団長 | 年額 | 75,300円 | | 団長 | 年額 | 130,000円 | |
| 副団長 | 年額 | 56,200円 | | 副団長 | 年額 | 91,000円 | |
| 分団長 | 年額 | 43,000円 | | 分団長 | 年額 | 63,000円 | |
| 副分団長 | 年額 | 33,000円 | | 副分団長 | 年額 | 46,000円 | |
| 部長 | 年額 | 28,000円 | | 部長 | 年額 | 37,000円 | |
| 班長 | 年額 | 24,000円 | | 班長 | 年額 | 32,000円 | |
| 団員 | 年額 | 22,400円 | 消防自動車機関員には年額12,400円を、同助手には年額10,800円を加給する。 | 団員 | 年額 | 30,000円 | |
| 別表第2 (第13条関係) | | | | 別表第2 (第12条関係) | | | |
| 従事職務 | 支給区分 | 費用弁償 | | 従事職務 | 支給区分 | 報酬額 | |
| 水・火災・地震等 | 1回につき | 3,800円 | | 水火災, 地震等 | 1回につき | 4,000円 | |
| 警戒 | 1回につき | 3,800円 | | 警戒 | 1回につき | 4,000円 | |
| 訓練 | 1回につき | 2,400円 | | 訓練, 点検, 啓発等 | 1回につき | 2,400円 | |
| | | | | 備考 水火災, 地震等又は警戒の区分の職務に従事した場合であって, 職務に従事した時間が4時間を超えるときは, 4,000円を加算する。 | | | |